

事 務 連 絡
平成 3 0 年 9 月 2 1 日

建設工事登録業者 各位

福井市財政部契約課長

総合評価落札方式による入札における低入札価格調査の実施について

本市において、公共工事のダンピング受注の防止のため、建設工事の一般競争入札のうち総合評価落札方式で行うものについては、本年 1 0 月以降は次のとおり低入札価格調査を適用して落札者を決定します。

記

1 対象となる工事

平成 3 0 年 1 0 月 1 日以後に入札公告を行う、総合評価落札方式による建設工事の一般競争入札から実施。

2 低入札価格調査における「調査基準価格」及び「失格基準価格」の設定方法については、以下のとおりとします。

「調査基準価格」： 現行の最低制限価格の設定方法と同様

(= 設計額の 8 8 ~ 9 0 % (建築一式工事の場合は 9 0 ~ 9 2 %) の範囲内でランダムに算出された額)

「失格基準価格」： 上記で算出された調査基準価格 (税抜き) × 7 4 %

(千円未満切捨て) に消費税を加えた額

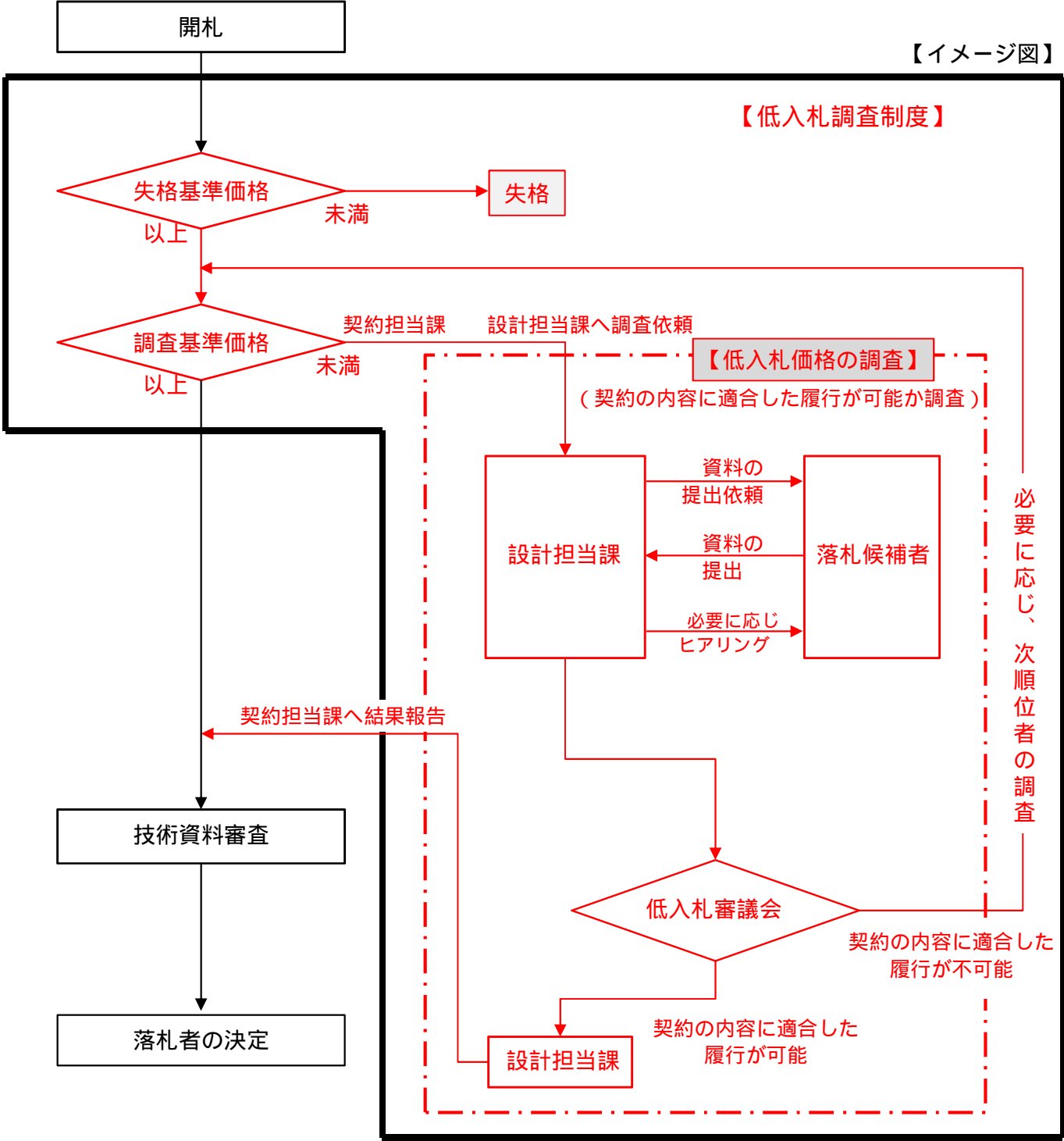
3 開札後、失格基準価格未満で入札した者は失格とし、失格者を除いた者の中で評価値が最も高い者 (= 落札候補者) の入札価格が調査基準価格を下回った場合に低入札価格調査を行います。当該落札候補者が調査の結果失格となった場合は、次に評価値が高い者 (= 次順位者) について同様の調査を行います (調査基準価格を下回った場合)

なお、調査にご協力いただけない場合には、「福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく措置等が行われる場合があります。

4 総合評価落札方式による建設工事の一般競争入札については、手持ち工事件数の制限 (4 件。建築一式工事の場合は 5 件。) の対象外となります。

低入札価格調査の流れについて

【イメージ図】



調査基準価格及び失格基準価格について

【イメージ図】

